

# 事情変更の原則について

Théorie de l'imprévision

齋 田 統

Osamu SAIDA

## 要 旨

契約締結後に当事者が予見できなかった事情が発生し、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当な場合に、契約の解除や契約内容の変更を認める法理が事情変更の原則である。事情変更の原則の起源は教会法に端を発し、後期注釈学派によって発展せしめられた *clausula rebus sic stantibus* 法理に求めることができる。この法理はただちに受け入れられず、第一次世界大戦や第二次世界大戦によって生じた経済的社会的変動を契機に各国で議論されるようになった。日本においては現在債権法改正のための準備が進められているが、事情変更の法理は、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」において取上げないこととされた。

事情変更の法理は比較法的には英米法の契約のフラストレーション法理 (*doctrine on frustration of contract*)、フランス法の不予見理論 (*théorie de l'imprévision*)、ドイツ法の行為基礎論 (*Lehre von der Geschäftsgrundlage*) に3分される。本稿では、フランス法との比較を交え、日本法の事情変更の原則について考察した。

キーワード：事情変更の原則、不予見理論

## 一 はじめに

契約締結後に当事者が予見できなかった事情が発生し、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当な場合に、契約の解除や契約内容の変更を認める法理が事情変更の原則

である。事情変更の原則の起源は教会法に端を發し、後期注釈学派によって發展せしめられた *clausula rebus sic stantibus* 法理に求めることができる<sup>1</sup>。この法理はただちに受け入れられず、第一次世界大戦や第二次世界大戦によって生じた経済的社会的變動を契機に各国で議論されるようになった<sup>2</sup>。日本においては現在債権法改正のための準備が進められているが、事情変更の法理は、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」において取上げないこととされた<sup>3</sup>。

事情変更の法理は比較法的には英米法の契約のフラストレーション法理（*doctrine on frustration of contract*）、フランス法の不可見理論（*théorie de l'imprévision*）、ドイツ法の行為基礎論（*Lehre von der Geschäftsgrundlage*）に3分される<sup>4</sup>。本稿では、フランス法との比較を交え、日本法の事情変更の原則について考察したい。

## 二 事情変更の原則の沿革

事情変更の原則は、教会法に端を發するとされるが、グラーツィアーヌス教令集（*Decretum Gratiani*）に *clausula rebus sic stantibus* の淵源を見出すことができる<sup>5</sup>。すなわち、グラーツィアーヌス教令集（*Decretum Gratiani*, §2 Canon 14, Causa 22, Quaestio 2）において、貸主から返還請求があったときに返還する約束で借主が刀を借りた場合において、契約締結当時は何の問題もなかった貸主が発狂して、借主が刀を返還すれば貸主がその刀で自殺したり、他人を殺害するおそれがある場合、貸主が回復するまで借主がその刀を返還しなくてもそれに対する責任を負わない旨を規定している<sup>6</sup>。教会法の自由平等な教義的立場から、法律の形式的意義よりも道義的意義を重んじたため、*clausula rebus sic stantibus* 法理の観念が現れるに至ったといえる<sup>7</sup>。教会法に端を發する *clausula rebus sic stantibus* 法理は後期注釈学派によって發展せしめられたが<sup>8</sup>、はっきりとした法制度として確立しなかった<sup>9</sup>。

## 三 フランスの不可見理論

### 1 学説

後期注釈学派によって發展せしめられた *clausula rebus sic stantibus* 法理は、17、8世紀の大法律家たちによって拒否され、フランス民法典もこれを認めない態度をとった<sup>10</sup>。しかし、第一次世界大戦によって生じた経済的社会的變動を契機に再び議論されるようになった<sup>11</sup>。

フランス民法には *clausula rebus sic stantibus* を認める一般的規定はなく、フランス民法

## 事情変更の原則について

の解釈として、個別規定で例外的に *clausula rebus sic stantibus* が認められている場合以外には一般的規範として *clausula rebus sic stantibus* は認められないとするのが、フランスの伝統的通説の立場である<sup>12</sup>。

不予見理論を認めない見解は、フランス民法 1134 条 1 項が、「適法に形成された合意は、これを行った者に対しては、法律に代わる」と規定し<sup>13</sup>、契約は守られなければならない (*pacta sunt servanda*) という契約厳守の原則を宣言しており<sup>14</sup>、不予見理論を認めることは契約厳守の原則とこれを規定しているフランス民法 1134 条 1 項に反するとする<sup>15</sup>。また、長期の契約においては当事者は価格において大きな変化にさらされるということをよく知っており、予想されている<sup>16</sup>。取引の安全は合意の安定性を必要とするが、この理論により合意の修正を認めると、重大な支障がもたらされる<sup>17</sup>。また、裁判官の干渉を認めると新たな危険が生ずる可能性があることから、不均衡があまりに甚だしい場合には、限定された場合と明確な条件において立法が介入することがふさわしいとする<sup>18</sup>。

不予見理論を認めない見解に対して、生前贈与の撤回について規定するフランス民法 953 条や債務の履行の猶予を認める同法 1244 条の 1 第 1 項のように、不予見理論が推論される規定が民法に存在していること<sup>19</sup>、また、契約当事者の利益の間に等価を維持する必要がある<sup>20</sup>、契約に *clausula rebus sic stantibus* が黙示的に含まれていると解するのが当事者の共通の意思に合致するとして、不予見理論を肯定する見解もある<sup>21</sup>。

## 2 判例

1821 年 4 月 11 日の破毀院判決が、継続的給付を含まない契約には不予見理論を適用することができないと判示し、また 1838 年 8 月 20 日の破毀院判決が、商品供給契約で当事者の一方の死亡による事情変更を理由として継続的供給義務を負う契約の解除を認めた原審を支持して不予見理論の適用をほめかしていた<sup>22</sup>。しかし、その後破毀院は 1876 年のクラボンヌ運河事件判決<sup>23</sup>において不予見理論を否定した。この事件は、運河の使用料を契約により土地の面積に応じて決めたところ、長い年月の経過とともに運河の維持費が著しく増大したため、運河所有者が使用料の値上げを請求した事件である。本件において、破毀院はいかなる場合においても、裁判所にとっていかに公平であるように見えても、当事者の合意を変更し、契約当事者が自由に受け入れた合意を新たなものに代えるために、時宜と事情を考慮することは裁判所の権限ではないとして、不予見理論を認めなかった。第一次世界大戦による混乱期においてもこうした裁判所の態度は変わらず、第二次世界大戦後も破毀院の態度は変わらなかった<sup>24</sup>。

不予見理論は民事判例では否定されたが、行政判例ではボルドー・ガス事件判決<sup>25</sup>以来、不予見理論が認められている<sup>26</sup>。また、民事判例においても、厳格な態度を緩和する意味を持つ判決

がみられる<sup>27</sup>。ユアール事件<sup>28</sup>では、ユアール氏が1970年10月2日にBP社との間で15年間の販売店契約を締結した。そして、この契約は1981年10月14日に1988年12月31日まで延長され、1983年、石油製品の小売価格は自由化された。競争力を失ったユアール氏は、販売店契約にもかかわらず競争価格を実施する手段をBP社が与えなかったとしてBP社に損害賠償請求した。破産院は、「BP社は、販売店契約をしたユアール氏と商業上の協力に関する合意を求めず、いかなる不可抗力もないことから、ユアール氏から競争的な価格の実施の手段を奪ったBP社は信義誠実に従った契約の履行をしなかった」として、BP社に損害賠償を命じた。

### 3 特別法

フランスの民事判例は予見理論に対して消極的な態度をとったため、第一次世界大戦による経済的社会的変動の下、不公平な結果がもたらされた。こうした問題に対処するために特別法が制定された<sup>29</sup>。特別法としてまずあげることができるのは、1918年1月21日法（いわゆるファイヨ法）である。この法律は1914年8月1日より前に締結された商業的性質を有する契約について契約当事者が合意時に予期し得なかった損害を被った場合に、当該契約の解除（résolution）を認める法律であった<sup>30</sup>。その他にも不動産賃貸借に関して、賃料増額を認める1925年7月6日法、賃料減額を認める1933年4月8日法などがある。また、第二次世界大戦後もこのような特別法が制定された。1918年のファイヨ法と同様の内容の法律である1949年4月22日法、終身年金に関する1949年3月25日法などがある<sup>31</sup>。

### 4 フランス民法改正案

フランスの民事判例は事情変更の法理を認めてこなかった。しかし、行政判例では事情変更の法理が認められ、また、民事判例でも厳格な態度を緩和する意味を持つ判決が見られる。そして、こうした判例の展開や国際的な立法の潮流<sup>32</sup>を背景にフランス民法改正案では事情変更の原則について規定している<sup>33</sup>。

#### （一）カタラ草案

##### 1135-1条

継続履行契約または分割履行契約においては、当事者は諸状況の結果により、給付相互間の当初の均衡が崩れ、当事者の一方にとってすべての利益を失うという事態が生じたときは、その合意を変更する交渉を約束することができる。

## 事情変更の原則について

### 1135-2 条

前条に定める条項がない場合、契約上の利益を失う当事者は大審裁判所長に対して再交渉の命令を求めることができる。

### 1135-3 条

- ① 場合により、前条の交渉についても、本章第1節の規定が適用される。
- ② 信義誠実に反する場合を除き、交渉の挫折によって、各当事者に対して、費用および損害の填補なしに、契約を解除する権利が与えられる。

## (二) 司法省草案 (2013 年)<sup>34</sup>

### 104 条

- ① 契約締結時に予見不能な事情の変更により、その危険の引受を承諾しない当事者にとってその履行が過大に負担となったときは、その当事者は相手方に対して契約の再交渉を求めることができる。ただし再交渉の期間中、当事者は債務の履行を継続しなければならない。
- ② 再交渉が拒絶され、または不調に終わったとき、当事者は、共通の合意により裁判官に契約の修正を請求することができる。合意がない場合に当事者は、裁判官が定める日時および条件において契約を終了させるよう裁判官に請求することができる。

## (三) テレ草案

### 92 条

- ① 当事者は、たとえ義務の履行がより大きな負担になるときであっても、その義務を履行しなければならない。
- ② それにもかかわらず、予見し得ない事情の変更により当事者の一方にとって義務の履行が過大な負担となり、かつ、契約締結時に当事者がその危険を引き受けていない場合には、当事者は契約を修正または終了させるために契約の再交渉を行わなければならない。
- ③ 合理的な期間内に当事者が合意に達しないときは、裁判官は、当事者の正当な期待を考慮して契約を修正し、または裁判官が定める日時および条件において契約を終了させることができる。

## 四 日本における事情変更の原則

### 1 学説

事情変更の原則は、「主として債権関係を発生せしむる法律行為が為されたる際に、其法律行為の環境たりし事情が、法律行為の後、其効果完了以前に当事者の責に帰すべからざる事由により、予見し得ざる程度に変更し、其結果当初の意義に於ける法律効果を発生せしめ、又は之を存続せしむることが信義衡平の原則上、不当と認めらるる場合に於て、その法律効果を信義衡平に基づきて変更せしむることをいう」と定義され<sup>35</sup>、その要件として次の4つがあげられる<sup>36</sup>。まず、契約成立当時その基礎となっていた事情が変更することである。事情変更は契約の客観的基礎に関して生ずることを要する。第2に、事情の変更が当事者の予見した、または予見し得るものでないことを要する。第3に、事情変更が当事者の責に帰することのできない事由によって生じたことを要する。第4に、事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められることを要する。

事情変更の要件を満たした場合の第一次的效果として、給付内容の変更があげられ、それをもって当事者の利害の調和を計ることができない場合に、第二次的效果として契約の解除が認められるとするのが通説である<sup>37</sup>。契約の改訂については私的自治に対する裁判官の過度の干渉になるとしてこれを認めない見解もある<sup>38</sup>。

### 2 判例

(一) 大判昭和19年12月6日民集23巻613頁

Xは、昭和14年7月20日、Yから本件土地を買受ける契約を締結し、土地の所有権移転登記期日は同年10月17日とし、手附金5万円を交付した。同年10月16日になり所有権移転登記期日を昭和16年7月31日に変更し、XはYにさらに手附金10万円を交付し、Xが期日に代金の支払をしない場合Yは無催告で売買契約を解除して手附金を没収することができ、また、Yが期日までに所有権移転登記をしない場合Xは無催告で売買契約を解除してYはXに手附金の倍戻しをする旨の補充契約を締結した。昭和15年11月25日、宅地建物等価格統制令が施行され、Yは昭和16年7月9日、本件契約の譲渡価格につき知事に認可申請をしたが、同年同月31日の本件契約履行期日までに認可は到達しなかった。Xは、履行期日に認可価格による代金を支払う準備があることをYに告げて所有権移転登記を請求したが、Yがこれを拒絶したため、Xは特約により翌8月1日、本件契約解除の通知をし、手附金の倍額の30万円のうち20万円を請求し

## 事情変更の原則について

た。

大審院は、「斯クノ如ク契約締結後其ノ履行期迄ノ間ニ於テ統制法令ノ施行等ニ因リ契約所定ノ代金額ヲ以テシテハ所定ノ履行期ニ契約ノ履行ヲ為スコト能ハス其ノ後相当長期ニ亘リ之カ履行ヲ延期セサルヲ得サルニ至リタルノミナラス契約ハ結局失効スルニ至ルヤモ知レサルカ如キ事態ヲ生シタル場合ニ於テ当事者尚此ノ長期ニ亘ル不安定ナル契約ノ拘束ヨリ免ルルコトヲ得スト解スルカ如キハ信義ノ原則ニ反スルモノト謂フヘク從テ斯カル場合ニ於テハ当事者ハ其ノ一方的意思表示ニ依リ契約ヲ解除シ得ルモノト解スルヲ相当トス」と判示した。

### (二) 東京地判昭和 34 年 8 月 19 日判時 200 号 22 頁

X と Y は昭和 21 年 2 月 10 日に本件土地の売買契約を締結したが、同契約には買戻期間 10 年の買戻特約が付いていた。X は昭和 30 年 11 月 8 日、買戻代金 9 万 8640 円に契約費用の概算を合計して 10 万円を Y に提供し、売買契約解除の意思表示を行った。これに対して、Y は、契約成立から買戻期間満了までの 10 年間に経済事情が著しく変動し、本件土地の価格も当初 9 万 8640 円位であったが、2000 万円を超える程度に高騰していたことから、事情変更の原則により買戻の特約の解除を主張した。

裁判所は、「終戦後の混乱の中で、当時既に悪性インフレが始まっていた昭和 21 年頃に、当初から 10 年という長期の買戻期間を定めたのであるから、その期間相当程度の値上りのあることは、当事者も当然予測していたであろうが、右の如き約 200 倍という異常の値上りは予測しえなかったであろうことはこれを推認するに難くなく、しかも、かかる異常の値上りは、当事者の責に帰すべからざる事情の変更によるものと見るべきであり、当初定められた買戻しの特約に基づき、X に代金額 9 万 8640 円で本件土地を買い戻す権利を認め、Y にその履行を強制することは著しく信義に反するものというべきであり、本件買戻しの特約についていわゆる事情変更の原則の適用あるものといわなければならない。

しかしながら、事情変更原則の適用ある場合は、第一次的には、債務者に対して当初の契約内容を修正する権利（抗弁権）を取得せしめ、第二次的に、相手方が契約内容の修正に応じない場合に、契約を解除する権利（抗弁権）を取得せしめるに止まり、当然に、契約に定められた権利が消滅したり、その権利の行使が許されなくなったりするものではなく、また、契約内容の修正を要求することなく、直ちに契約を解除することができるものでもない」と判示した。

## 3 日本民法改正案

### (一) 民法（債権法）改正検討委員会による債権法改正の基本方針<sup>39</sup>

#### 【3. 1. 1. 91】（事情変更の要件）

〈1〉 契約締結に当たって当事者がその基礎とした事情に変更が生じた場合でも、当事者は当該契約に基づいて負う義務を免れない。

〈2〉 ただし、事情の変更が次の要件を満たすときは、当事者は【3.1.1.92】の定める請求をすることができる。

〈ア〉 当該事情の変更が、契約当事者の利害に著しい不均衡を生じさせ、または契約を締結した目的の実現を不可能にする重大なものであること

〈イ〉 当該事情の変更が、契約締結後に生じたこと、かつ

〈ウ〉 当該事情の変更が、契約締結時に両当事者にとって予見し得ず、その統御を越えていること

### 【3.1.1.92】 (事情変更の効果)

〈1〉 事情の変更が【3.1.1.91】〈2〉の要件を満たすときは、当事者は契約改訂のための再交渉を求めることができる。当事者は再交渉の申出を遅滞なく行わなければならない。

〈2〉 再交渉の申出がされたとき、相手方は、交渉に応じなければならない。

〈3〉 両当事者は再交渉を信義に従い誠実に行わなければならない。

#### 〔甲案〕

〈4〉 当事者が〈2〉または〈3〉に定められた義務に違反したことにより、または再交渉を尽くしたにもかかわらず、契約改訂の合意が成立しない場合には、当事者（ただし〈2〉または〈3〉に定められた義務に違反した者は除く）は、

〈ア〉 裁判所に、当該契約の解除を求めることができる。ただし、〈イ〉に従い裁判所により契約改訂が合理的と認められる場合はこのかぎりではない。裁判所は、解除を認めるに際して、当事者の申し出た適切な金銭的調整のための条件を付すことができる。

〈イ〉 裁判所に、改訂案を示して契約の改訂を求めることができる。裁判所は、当該改訂案の内容が変更した事情および契約に照らして合理的であると判断するときにかぎり、当該改訂案に基づいて契約の改訂を命じることができる。ただし、裁判所は、両当事者から求められた改訂案の内容がいずれも合理的であると判断するときは、より合理的であると認める改訂案に基づいて契約の改訂を命じることができる。

#### 〔乙案〕

〈4〉 当事者が〈2〉または〈3〉に定められた義務に違反したことにより、または再交渉を尽くしたにもかかわらず、契約改訂の合意が成立しない場合には、当事者（ただし〈2〉または〈3〉に定められた義務に違反した者は除く）は、

〈ア〉 裁判所に、当該契約の解除を求めることができる。裁判所は、解除を認めるに際して、当事者の申し出た適切な金銭的調整のための条件を付すことができる。



## 事情変更の原則について

〈イ〉裁判所に、改訂案を示して契約の改訂を求めることができる。裁判所は、当該改訂案の内容が変更した事情および契約に照らして合理的であると判断するときに限り、当該改訂案に基づいて契約の改訂を命じることができる。ただし、〈ア〉に従い裁判所により契約解除が認められる場合にはこの限りではない。なお、裁判所は、両当事者から求められた改訂案の内容がいずれも合理的であると判断するときは、より合理的であると認める改訂案に基づいて契約の改訂を命じることができる。

### (二) 民法（債権関係）の改正に関する中間試案第 32 事情変更の法理

契約の締結後に、その契約において前提となっていた事情に変更が生じた場合において、その事情の変更が次に掲げる要件のいずれにも該当するなど一定の要件を満たすときは、当事者は、[契約の解除/契約の解除又は契約の改訂の請求] をすることができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア その事情の変更が契約締結時に当事者が予見することができず、かつ、当事者の責めに帰することのできない事由により生じたものであること。

イ その事情の変更により、契約をした目的を達することができず、又は当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することとなること。

### (三) 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その 3）第 4<sup>40</sup>

事情変更の法理について、次のような規律を設けるものとする。

契約の締結後に、異常な天災地変その他の事由に基づき契約をするに当たって基礎とした事情に著しい変更が生じた場合において、当該契約を存続させることが、当該契約及び取引上の社会通念に照らし、当事者間の衡平を害する著しく不当なものであるときは、当事者は、当該契約の解除をすることができる。ただし、その変更が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に限る。

（1）契約の締結の当時、当事者双方が予見することのできなかつた特別のものであること。

（2）解除権を行使しようとする当事者の責めに帰することができないものであること。

## 五 おわりに

すべての継続的契約において、取引条件をひっくり返す出来事を契約当事者が予見することができたのであれば契約を締結しなかったか、違ったやり方で締結したとするのが *clausula rebus sic stantibus* の伝統的考え方である<sup>41</sup>。不予見理論を肯定する見解は、事情の変更が重要

で、一方当事者にとって契約の履行による負担が非常に重くなるか、莫大な費用がかかる場合に限って適用されるとし<sup>42</sup>、約束された利益の価値の軽微な変更は、当事者が実現したかった均衡を破壊せず、その破壊は、重要な変更が契約経済に影響を及ぼすことを前提とする<sup>43</sup>。そして、継続的契約において契約当事者は、契約の履行において突発した危機を乗り越えるために協力しなければならないとされる<sup>44</sup>。フランスの民事判例は事情変更の法理を認めてこなかった。しかし、行政判例では事情変更の法理が認められ、また、民事判例でも厳格な態度を緩和する意味を持つ判決が見られる。事情変更が生じた場合に契約の再交渉を受け入れないことは信義誠実に契約を履行しないことと同視される<sup>45</sup>。そして、こうした判例の展開や国際的な立法の潮流を背景にフランス債権法の改正草案においては事情変更の法理について規定され、事情変更の第一次的効果として当事者に再交渉義務が課されている<sup>46</sup>。

事情変更の法理は、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」において取上げないこととされた<sup>47</sup>。事情変更の法理は、日本において、学説・判例上認められているものの、最高裁は事情変更の原則の適用に消極的である。しかし、下級審においては事情変更法理により解除を認める判決もみられる<sup>48</sup>。また、事情変更の原則の効果について、通説によると第一次的には契約内容の改訂であり、解除は第二次的であるとされてきたが<sup>49</sup>、前述の東京地裁昭和34年8月19日判決は、事情変更の原則の効果として、第一次的に債務者に対して当初の契約内容を修正する権利（抗弁権）を取得せしめ、契約内容の修正を要求することなく、直ちに契約を解除することはできないとする。契約内容の改訂については、私的自治に対する裁判官の過度の干渉になるとする見解もあるが、いったん生じた契約関係を維持することが当事者の合理的意思であるともいえる<sup>50</sup>。事情変更の第一次的効果として当事者に再交渉義務が課されると解することが妥当と考えられる<sup>51</sup>。

## 注

- 1 五十嵐清『契約と事情変更』（1969年）74頁、谷口知平＝五十嵐清編『新版注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』（2006年）66頁。
- 2 五十嵐・前掲『契約と事情変更』1-2頁。
- 3 民法（債権関係）部会資料82-2。
- 4 五十嵐・前掲『契約と事情変更』2頁。
- 5 Planiol et Ripert, *Traité pratique de droit civil français*, t.6, Obligations, 1<sup>re</sup> partie, 2<sup>e</sup> éd., 1952. n°391, p.527.; Weill et Terré, *Droit civil, Les obligations*, 4<sup>e</sup> éd, 1986, n°378, p.381. 谷口＝五十嵐・前掲『新版注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』66頁。
- 6 勝本正晃『民法に於ける事情変更の原則』（1971年）140-141頁。

## 事情変更の原則について

- 7 勝本・前掲『民法に於ける事情変更の原則』145-146頁。
- 8 Bartolus は権利放棄を認めるのはもしも事情が存続するならば (*rebus sic se habentibus*) という条件が存在するものと理解せられるべきとする (勝本・前掲『民法に於ける事情変更の原則』150頁、中村肇「後発的事情変更の顧慮とその妥当性 (1) —*clausula rebus sic stantibus* 理論の展開を中心に—」富大経済論集 46 巻 2 号 (2000 年) 165 頁)。
- 9 五十嵐・前掲『契約と事情変更』75 頁。
- 10 五十嵐・前掲『契約と事情変更』36 頁。
- 11 五十嵐・前掲『契約と事情変更』36 頁。
- 12 Aubry et Rau, *Cours de droit civil français* t.4, 5<sup>e</sup> éd 1902, p.98; Mazeaud, *Leçon de droit civil*, t.2, Obligations, 3<sup>e</sup> éd., 1966, n°736, p.685; Marty et Raynaud, *Droit civil*, t.2, 1<sup>er</sup> Vol., Les obligations, 1962, n°227, p.209. 勝本・前掲『民法に於ける事情変更の原則』876-877頁。
- 13 条文訳は法務省民事局参事官室 (参与室) 編『民法 (債権関係) 改正に関する比較法資料』別冊 NBL146 号 (2014 年) 2 頁参照。
- 14 五十嵐・前掲『契約と事情変更』37 頁。
- 15 Mouralis, *Imprévision*, Répertoire de droit civil, t.6, Encyclopédie juridique, mise à jour 2003, n°17, p5.
- 16 Marty et Raynaud, *op. cit.*, n°230, p.213.
- 17 Mouralis, *op. cit.*, n°21, p.5.
- 18 Marty et Raynaud, *op. cit.*, n°227, p.209.
- 19 Weill et Terré, *op. cit.*, n°378, p.381.
- 20 Weill et Terré, *op. cit.*, n°378, p.382.
- 21 Julliot de la Morandière, *Droit civil*, t.2, 3<sup>e</sup> éd., 1964, n°462.
- 22 Ripert, *La règle morale dans les obligations civiles*, 4<sup>e</sup>éd., 1949, n°82, p.145. 五十嵐・前掲『契約と事情変更』39 頁。
- 23 Cass. civ., 6 mars 1876, S. 1876. 1. 161. 五十嵐・前掲『契約と事情変更』39-40 頁。
- 24 Mazeaud, *op. cit.*, n°736, p.685; Marty et Raynaud, *op. cit.*, n°228, p.211. 五十嵐・前掲『契約と事情変更』40 頁。
- 25 ボルドー・ガス事件判決において、コンセイユ・デタは、経済的事情による原料価格の変化は契約の危険を構成し、各当事者は契約前にした計算と予想においてこの危険を考慮したとみなされるため、それは特許権者の危険になるが、戦争による石炭価格の突発的高騰は特許契約締結時に当事者によって予測された値上がりの極限を超えるものであることから、契約の合理的解釈により会社の負担として残ることが認められた部分のみ負担するとして、不予見理論を認めた (Cons. d'Ét, 30 mars. 1916, S. 1916. 3. 17. 五十嵐・前掲『契約と事情変更』43-44 頁)。
- 26 Mouralis, *op. cit.*, n°65, p.12; Malaurie et Aynès, *Cours de droit civil*, t.6, Les obligations, 6<sup>e</sup> éd, 1995, n°616, p.348.

- 27 石川博康『再交渉義務の理論』（2011年）272頁以下。
- 28 Cass. com., 3 nov. 1992, Bull. civ.IV, n°338. 小林和子「契約法における理由提示義務（1）」一橋法学4巻2号（2005年）517-519頁、石川・前掲『再交渉義務の理論』273-274頁。
- 29 Weill et Terré, op. cit., n°383, p.388. 五十嵐・前掲『契約と事情変更』48頁。
- 30 Marty et Raynaud, op. cit., n°229, p.212; Weill et Terré, op. cit., n°383, p.389. 五十嵐・前掲『契約と事情変更』49頁。
- 31 Marty et Raynaud, op. cit., n°229, pp.212-213. 五十嵐・前掲『契約と事情変更』49、52頁。
- 32 PECL 6:111条は下記のように規定する（法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』152頁）。
- 6:111条 事情の変更
- (1) 履行に要する費用が増加し、または当事者の受領する履行の価値が減少し、これによって履行がより負担の大きいものになったとしても、当事者は自己の債務を履行しなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、事情の変更により契約の履行が著しく負担の大きいものになった場合において、次の各号に定める要件がすべて満たされるときは、当事者は、契約を改訂または終了するという目的で、交渉を開始しなければならない。
- (a) 事情の変更が生じたのが契約締結後であること
- (b) 事情変更の可能性が、契約締結時に、合理的にみて考慮できるものではなかったこと
- (c) 事情変更のリスクが、当該契約によると、影響を被る当事者の負担とされるべきものではなかったこと
- (3) 当事者が合理的な期間内に合意に達することができないときは、裁判所は、次の各号の判断をすることができる。
- (a) 裁判所の決定する期日および条件で契約を終了すること
- (b) 事情の変更から生じている損失および利得を、当事者間で公正かつ衡平な形で配分するために、契約を改訂すること
- いずれの場合においても、裁判所は、当事者の一方が信義誠実および公正取引の原則に反する交渉拒絶または交渉の破棄により相手方が被った損害の賠償を命じることができる。
- 33 法務省民事局参事官室（参与室）・前掲『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』151頁以下。
- 34 2013年草案は [http://www.barreaudeversailles.com/wordpress/wp-content/uploads/2014/01/avant\\_projetreformekontrats.pdf](http://www.barreaudeversailles.com/wordpress/wp-content/uploads/2014/01/avant_projetreformekontrats.pdf) より入手した。2015年のオルドナンスの案（1196条）も2013年司法省草案104条に同じ（[http://www.justice.gouv.fr/publication/j21\\_projet\\_ord\\_reforme\\_contrats\\_2015.pdf](http://www.justice.gouv.fr/publication/j21_projet_ord_reforme_contrats_2015.pdf)）。
- 35 勝本・前掲『民法に於ける事情変更の原則』567頁。
- 36 五十嵐・前掲『契約と事情変更』152-154頁。
- 37 勝本・前掲『民法に於ける事情変更の原則』598頁、五十嵐清「事情変更・契約調整・再交渉義務—事情変更の原則の効果・再考」札大企業法務第2号（1997年）59頁。
- 38 加藤雅信『新民法体系 I 民法総則 [第2版]』（2005年）271頁。

## 事情変更の原則について

- 39 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊 NBL 126 号 155-156 頁（2009 年）。
- 40 民法（債権関係）部会資料 81-1。
- 41 Carbonnier, *Droit civil 4-Les obligations*, 12<sup>e</sup>éd, 1985, n°69, p.269.
- 42 Mouralis, *op. cit.*, n°2, p.2.
- 43 Mouralis, *op. cit.*, n°2, p.2.
- 44 Carbonnier, *op. cit.*, n°69, p.270.
- 45 Fabre-Magnan, *Droit des obligations:1-Contrat et engagement unilatéral*, 3<sup>e</sup> éd., 2010, p.481.  
ミシェル・グリマルディ「フランス社会の変容と民法典改正」（大島梨沙訳）新世代法政策学研究 6 号（2010 年）20 頁。
- 46 石川・前掲『再交渉義務の理論』308 頁、グリマルディ・前掲「フランス社会の変容と民法典改正」20 頁。
- 47 民法（債権関係）部会資料 82-2。
- 48 東京高判昭和 30 年 8 月 26 日下民 6 卷 8 号 1698 頁、東京地判昭和 34 年 11 月 26 日判時 210 号 27 頁、福岡地小倉支部判昭和 49 年 6 月 27 日判時 759 号 86 頁など。
- 49 勝本・前掲『民法に於ける事情変更の原則』598 頁。
- 50 橋本恭宏『長期間契約の研究』（2000 年）342 頁。
- 51 久保宏之『経済変動と契約理論』（1992 年）246 頁、内田貴『契約の時代』（2000 年）115 頁。